

# 生協食堂グリストラップ管理手順書(P446-~~15~~-3)

## 1. 目的

(1-1) 生協食堂からの排水を監視し、水質が常に環境基準範囲内に収まるようにグリストラップの管理をする。

## 2. 遵守すべき法規制

(2-1) 下水道法、上田市下水道排水基準、上田市下水道条例(第23条)

## 3. 手段

(3-1) グリストラップの第一滞留層の浮遊物を週1回取る。

(3-2) グリストラップ第二滞留層、第三滞留層、第四滞留層のグリスを高分子吸収帯で吸収させる。

吸収帯の処理は新聞紙に包み、さらにガミースで多い、燃えるゴミとして処理する。

吸収帯は週2回交換する

(3-3) 洗剤の使用数の記録を取る。(月間単位)

(3-4) 食堂従事者には年1回洗剤の使用方法、洗浄機の適正な使い方、新規採用者には採用時に指導する

## 4. 監視および測定

(4-1) グリストラップの水質検査を専門業者に月1回依頼し、記録を保管する

(4-2) グリストラップの汚泥は3ヶ月に1回除去する。抜き取り量等記録を保管する

(4-3) 排水のpH値を毎日1回測定・記録する(営業日)

## 5. 評価および是正処置

(5-1) 食堂部店長は管理記録を月1回職場会議に報告およびISO事務局に提出する。

(5-2) ユニット責任者は当該年度の目標の達成度を評価し、環境委員会へ報告する。

(5-3) 排水のpH値が自主基準の範囲外であったとき(排水における緊急時対応)、水部会および管理係に連絡するとともに、ユニットの緊急時対応マニュアルに従い対応する。

## 6. 責任者

ユニット責任者 と 食堂店長

## 7. その他

(7-1) 本手順書の改廃は、原則としてユニット実行責任者が食堂部門会議に付議し、その結果を持って行う。

(7-2) 本手順書は、平成18年11月1日に制定し、同日から実施

(7-3) 本手順書の制定・改廃に際して、実行ユニット責任者は、最新版をISO事務局へ1部提出する

「関連文書」

・グリストラップ清掃マニュアル      ・生協ユニット緊急時対応マニュアル

## 本手順書の改訂履歴

年月日	改訂の内容	改訂理由	承認	作成	保管
2006.11.1	制定		阿部	赤羽	宮原